草刈業務（大崎広域一般廃棄物最終処分場）仕様書

第１章　総則

本仕様書は，大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する「草刈業務（大崎広域一般廃棄物最終処分場)」について適用する。

第１節　　計画概要

１　一般概要

本業務は，大崎広域一般廃棄物最終処分場の景観保全を目的とし，雑木の伐採及び，雑草の草刈りを実施するものである。施工にあたっては，関係法令を遵守すること。

２　件　　名：草刈業務（大崎広域一般廃棄物最終処分場)

３　場　　所：大崎市岩出山上野目字上冷ノ沢４番地３８（大崎広域一般廃棄物最終処分場)

４　期　　間：契約締結日の翌日から令和８年１１月２７日まで

５　支払方法：業務完了後一括支払

第２節　　業務方針

１　適用範囲

本仕様書に明記されていない事項であっても，本業務の目的達成のために必要事項，または業務の性質上当然必要と思われるものについては，受注者の責任において行うこと。

２　疑義・変更

疑義が生じた場合，受注者は発注者と協議するものとする。また，本仕様書は，原則として変更は認めないが，発注者との協議等により変更する場合はこの限りではない。

第３節　業務概要

１　業務内容：下表のとおり

	予定面積（㎡）	実施回数	概　要
処分場敷地内	２７，３００	２回／年	実施時期は発注者と協議

２　その他

（１）伐採木は刈り払い機で刈れる程度，刈り払った木や草は刈り放し状態にする。

（２）範囲は別紙図面参照とし，細部は発注者と協議後決定する。

（３）本業務において発注者が必要と認めるものは業務対象とする。

第４節　業務完了及び提出図書等

１　完了

受注者は業務完了後，速やかに完成時提出書類を発注者に提出し，発注者検査員立会いのもとに完成検査を実施し，合格をもって完了とする。

2　提出図書等

受注者は，下記図書等を作成し提出するものとする。

（1）契 約 時　消費税に関する届出書

（2）着 手 時　着手届及び工程表(様式第４号)，管理技術者等通知書(様式第５号)
その他必要書類

（3）完 了 時　給付完了通知書（様式第１号），現場写真(施工前・作業中・施工後)
作業日報(当日の作業内容・作業員数)

（4）提出部数　上記の書類について発注者より指示がない場合は各１部の提出とする。

第５節　その他

1　許認可申請

内容により関係官庁へ認可申請, 報告，届出等の必要がある場合には，その手続きは受注者の経費負担により代行する。

2　業務の基本的事項

本業務施工に際しては，次の事項を遵守するものとする。

（1）受注者は作業にあたっては，安全に配慮留意し，関係法令を遵守するものとする。特に火気等の使用については，担当者と十分協議をすること。

（2）資材置場，資材搬入路などについて発注者と十分協議し，周辺に支障が生じないように計画し，実施すること。また，整理整頓を履行し，火災，盗難等の事故防止に努めること。

（3）他設備，既存物件等への損傷・汚染防止に努め，受注者の責任範囲において損傷･汚染が生じた場合は，受注者の負担で速やかに復旧すること。

（4）作業員に対し，保護具，保護めがね等の着用を義務付けること。

3　暴力団等の排除について

（1）この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設修繕等からの暴力団等排除措置要綱（平成２４年１０月１日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。

（2）発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。

（3)この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い，直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で，これにより，履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，必要に応じて，工程の調整，工期の延長等の措置を講じる。
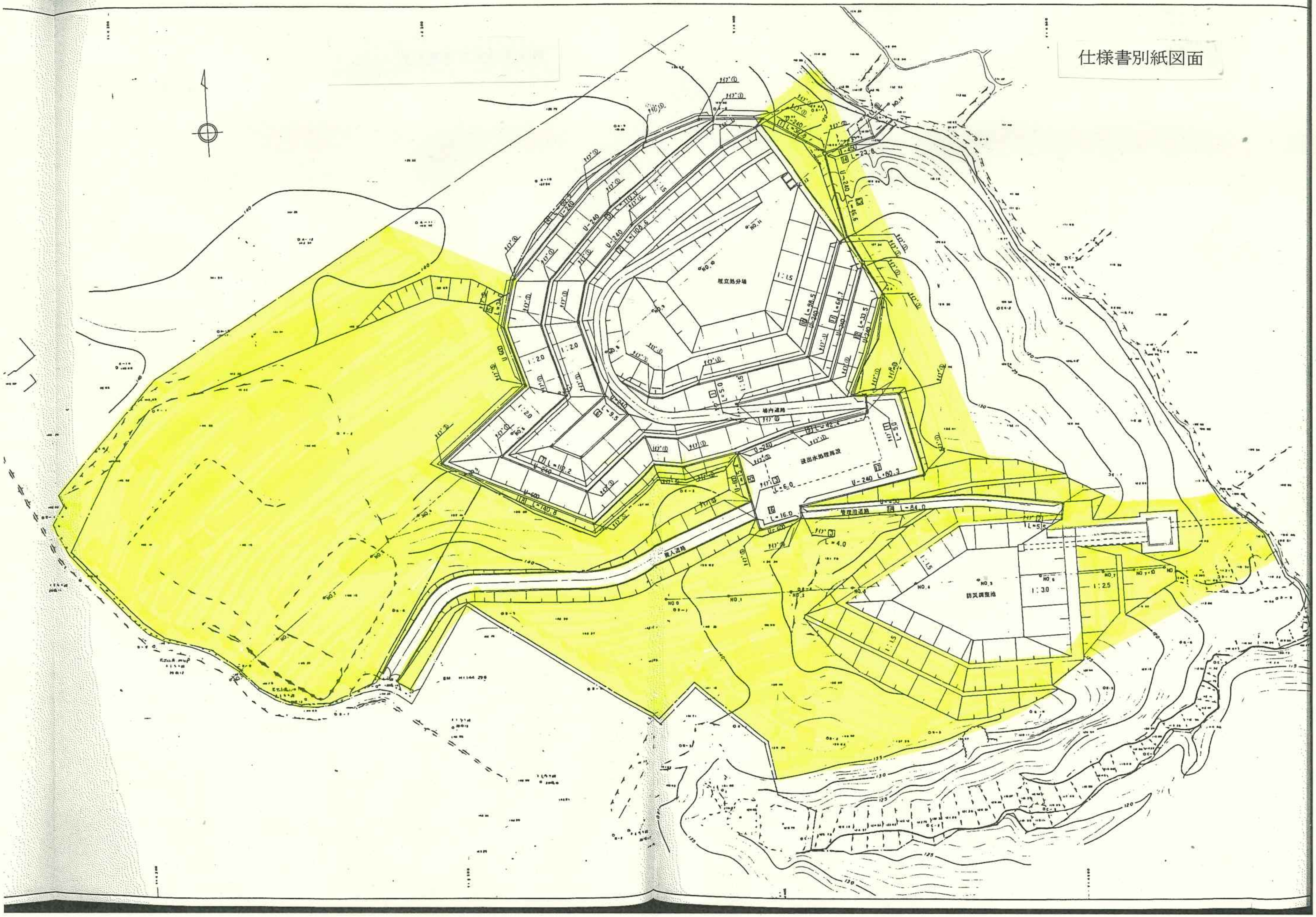
仕様書別紙図面